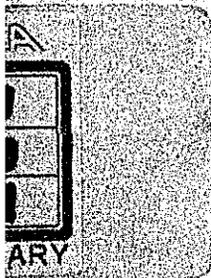


業務資料No. 087

# パラグアイ国への企業投資の手引

1969年 7月

海外移住事業団



国際協力事業団

受入 月日 '84. 8. 20	708
	389
登録No. 13139	EM

は し が き

本資料は海外技術協力事業団より、パラグアイ国経済企画庁に派遣されている麻野潔氏より当方に提供を受けたものである。

パラグアイ国には既に約7,000人の日本人移住者が定着、主として農業に従事し、着実な実績をあげているが、これら日本人移住者の農業生産を基盤とした即ち農業移住と密着した企業進出は、既にイタプア製油商工株式会社、パラグアイ絹糸工業株式会社、の2社を数え、また、現在計画中のもの2～3ありこの種企業の進出が期待されている。またパラグアイ国政府も産業開発の一環として、企業の進出を歓迎している現状に鑑み本資料が新規に企業が進出投資する場合の具体的計画立案の一助になればと思ひ印刷に付する次第である。

関係者において参考とされんことを希望する。

1969年7月1日

海外移住事業団

業務 第二部長

JICA LIBRARY



1028924[7]

# 目 次

I 外資導入法について	1 頁
1. ま え が き	1
2. 外資法の手続	1
3. 外資導入法による特典	3
4. 外資法の改正についての検討	4
II 現地会社の設立について	7
III 企業コストに関連する諸ファクターについて	10
1. 労働者の雇用について	10
2. エネルギー源について	16
3. 運賃について	18
4. 水道料金について	19
5. 土地代金	20
6. 建築費用	20
IV 企業活動に関連した税制について	21
1. 所 得 税	22
2. 資 本 税	23
3. 機械設備の輸入税について	23
4. 地 方 税	26
5. 不 動 産 税	27
6. 輸 出 税	27
7. 利 子 所 得	28
V 工業に関する金融について	29
VI パラグアイ国の工業に関する政策について	32
1. 考 え 方	32
2. 具体的な業種	33

## I 外資導入法について

### 1. まえがき

外資の導入を振興し促進するため1955年2月25日公布の外資導入法(Ley 246)が定められ、各種の特典が与えられている。又既存の企業に対しては1952年3月31日公布のDecreto Ley 30および1953年9月7日公布のLey 202によって類似の特権が与えられている。

これらの法律については公布以来相当の時日を経ているため実情に合わない部分が生じているので最近において改正しようとする動きがあり、すでに案の検討が進んでいるがこの点に関しては後述する。

原則として外国民間資本がパラグアイに投資する場合、許可を必要としないが外資法により許可をうけて中央銀行に登録された資本およびその利潤は同法に規定された特別の便宜をうける。

外資法による特典は外国資本の現地出先機関にも、現地法人にも同様に与えられるが一般には現地法人の形をとるのが他の種々の場合を考へても都合がよいようである。

### 2. 外資法の手続

外資法の申請は外国資本の現地代理人(公正証書による委任状を準備すること)又は設立準備中(en formación)の会社の名前で行うことが進出企業の場合には適当であろう。

資本導入申請に必要な書類は、外資導入法第17条に次のように規定してある。

- (1) 申請者の住所および氏名
- (2) 会社の場合には認証された定款写およびその代表者に与えられた委任状写

( en formación の場合は定款の案でよい)

- (3) 銀行および商社の信用保証状 ( en formación ) の場合は親会社のものでよい)
- (4) 次の内容を記載する投資の技術的・経済的計画 ( 事業計画書 )
  - (a) 機械・附属品・部品およびその他の資材の目録および価格 ( 特に輸入税免除の対象になるものはこの時点で具体的に決定して申請に含めておく必要がある )
  - (b) 製作しようとする産物または開発しようとする役務の種類および分析
  - (c) 企業の設置または開発のための適当な場所あるいは地域の研究または指定
  - (d) 建物および施設の計画と明細
  - (e) 内外国人を含む雇用要員見込
  - (f) 国産または当初において輸入される原料あるいは半製品ならびに企業の以後の運営に要求される上記品目の見込数量、単価および価格
  - (g) 水およびエネルギー資源の必要度、自給の場合はその旨を表示する。
  - (h) 生産、開発または役務提供の能力
  - (i) 販売市場およびその他、申請書の審査に有用なる資料および情報
- (5) 導入資本の種類・金額および期間
- (6) 企業の法律上・経営上および技術上の組織
- (7) 資本の償還および利息・利潤および配当金の送金見込
- (8) 本法規定の範囲内で要求しようとする特典

これらの申請書類は規定の印紙をはつた上窓口である商工省 ( Ministerio de Industria y Comercio ) の産業局 ( Dirección de Industria )

に提出される。通常の工業関係の申請の場合には同省内の審議が終了すると同省の意見書 (Dictamen) をつけて国家経済審議会の事務局にまわされ、そこから経済企画庁の工業部へ送られる。企画庁は申請書および商工省の意見書を検討した後、企画庁としての意見書を作成の上再び国家経済審議会事務局へもどす。国家経済審議会は大統領、主要大臣、中銀総裁、国家代表等で構成される最高の経済調整審議機関であつて通例週2回開かれることになつているが、上記申請書および意見書はここで検討され与えるべき特典等が決定されるが多くの場合、商工省および企画庁の意見が尊重されるようである。次にこの審議会の決定にもとづき大蔵省が与えるべき特典・期間等を明示した法令 (Decreto) を出すが、細かい問題等で各省の意見書、審議会の決定等で明らかでないものはなお大蔵省が Decreto を出すまでに交渉しておく必要がある。

通常申請から審議会の決定まで2〜3ヶ月、大蔵による Decreto の公布までにさらに1〜2ヶ月を要するが、やり方次第では更に短い期間で許可をとりつけた例もある。

### 3. 外資導入法による特典

主な特典は同法第5条(a)〜(e)項に示されるもので、特典の与えられる期間は5〜10年の範囲で個別に決定される。第5条(f)項については現在のところパラグアイ雇用義務の割合を決めた法律が存在しないので死文化している。又同法第6条および第8条については当国の現行爲替管理の制度と関連して特典が与えられた例がないようで、従つて通例時間の節約を計るため商工省窓口の段階で特典申請の対象からはずしているようである。

外資法第4条(c)項ではこの法律で規定された以外の他の保障や特別な特典を要求してはならないとされているが、優先的に取扱われる種類の産業

であれば解釈上の問題等として若干のその他の特典やこの法律の拡大解釈をしている例はあるようである。

たとえば次のような点は考えられてよい。

- (1) 税制の輸入税、輸出税の項で「免除可」としてある項は通例この法律の特典で免除されるが「免除の例あり」としてある税金等は外資法の中に必ずしも明記していないので特典申請の中で要求しないと与えられない可能性が多い。(申請してもケースによつては与えられない)
- (2) 輸入に関連した Deposito Previo を主たる投資が機械で行われる場合にはぜひ要請しておく必要がある。
- (3) その他税制の項を参照
- (4) 所得税算出上、一定期間の欠損金の繰越し(当国では年度内のものしか認められていない)の承認。
- (5) 資本導入時に関する外資取引印紙税の免除

#### 4. 外資法の改正についての検討

外資導入法および産業振興法に関してはほゞ次のような方向で改正の動きがあるが基本となる内容・特典については大きな変更はないものと想像される。

- (1) 国内資本と外国資本に対し同一の特権を与えること。(従来はむしろ外資の方が有利であつた)
- (2) 適用の範囲を工業にとどめず、経済発展の均衡を保つため必要な一次製品の生産にもひろげること。
- (3) 特典の適用にあつては国の経済開発に役立つと考えられるものには優先的に特典を与え一様の取扱いをしないこと。このため「優先産業」および「望ましい産業」についてのリスト(別項パラグアイの工業政策参

照)を作成すること。

(4) 与えられるべき特典の主たるものは新しい工場又は旧工場の改善のために導入される資本財の輸入に重点をおくこと。「優先産業」については原料輸入についても特例としての免税又は減税の特典を与え所得税を大幅に減税すること。

(5) 地域開発の核となる産業については、特定の地方についてそこに設置される企業に対し、上記特典以上の特典を政府が与えるように法律に規定すること。

(6) 企業の利益の再投資を促進すく措置を考えること。

#### 5. 組立工業について

輸入部品の免・減税、輸入税の引上げ又は禁止、場合によつては企業の独占を含む保護政策の下における自動車、家庭用その他の電気製品等の組立工業の設置についてはパラグアイ政府は興味を示しつつも、いまのところ具体的な結論に達していない。特にアルファ・ロメオの自動車のノックダウンに対し外資導入法により大幅な特典を与えたことが輸入業者の強い反撃をうけたことにより、本件については総合的な政策立案の必要を感じさせているようである。

組立産業といつてもその業種により国内で供給できる原料あるいは熟練労働の割合はかなり異つており、又一般に国内で供給できる割合は低いと考えられる。従つて国内で供給される原料あるいは労働の割合を次第に高めながら比較的短期のうちに高い割合に達しうるものが望ましい。

又パラグアイの市場が限定された小さいものであるため設立された組立の企業が望ましい結果をうるために、許可を与える企業数、モデル等を各業種毎に検討し制限する必要がある。

外貨の節約、労働需要の増加、関連産業の振興等による経済効果等を  
考えてこの種企業の振興は必要とパラグアイ側では考えており、おそら  
くはこの種企業に対する外資導入の特別法を作り与えるべき特典、企業  
の備えるべき要件等々を定めた上、予め政府側で基礎調査を行つた後、  
各業種毎に希望者から具体的な計画を提出せしめ、パラグアイ側にとつ  
てもつとも有利と考えられるものを選択するという形式をとることを考  
えているようである。この法律あるいは国家経済審議会で定められるべ  
き各業種毎の基準には次のような内容が予想される。

(1) 各業種毎に定められるべき規準

- (a) 操業開始時における国産原料および労働力使用の最低率の決定
- (b) その割合の向上および達成期間の限定
- (c) 銘柄 (Marca) およびモデルの種類
- (d) 国産品に対する課税
- (e) 同種の輸入品に対する措置

(2) この種企業に与えられるべき振興措置

- (a) 生産用機械・設備・器具の輸入税の免除
- (b) 輸入されるべき部品についての税金および Recargo de Cambio  
の免除

(3) 対象業種の決定は次の要件を満すときに行われる。

- (a) 部品等の輸入にも拘わらず完成品の輸入時に比べ外貨が節約され  
ること。
- (b) 一定期間のうちに、国産部分の増加により次第に外貨の節約分が増加す  
ること。
- (c) 外資による投資は上記外貨の節約が最も短い期間に達成されるよ

うな計画であること。

## II 現地会社の設立について

外国会社の支店であつても現地会社であつても、その企業活動を行う上に著しい差別はないようであるが、一般には現地会社を設立する方が得策と考えられる。この場合100%外国資本であることは全く問題はない。

企業進出と関連してこの問題を考えるには、外資導入法によつてどれだけの特典が与えられるかが前提となる場合が多いであろう。その場合、外資法の申請は親会社の代理人（本件申請に対する親会社の委任状を用意する必要がある）又は設立準備中（en formación）の現地会社の名前で、い特典を得た後で会社設立に入ることができる。

今株式会社を例にとつて説明するとその設立にあつては、次の諸条件が満たされなければならない。

- (1) 少なくとも10人の株主を必要とする。
- (2) 会社の資本金もしくはその第1回の株式発行額（授権資本額の20%以上であること）は全額引受けられなければならない。
- (3) 引受人は引受資本の少なくとも10%の額を中央銀行へ預託の形で預け入れなければならない。
- (4) 株式会社は特定の存在期間を持たねばならず、またこれは政府によつて許可されなければならない。許可は当該会社の設立および組織、定款が法律に準拠しており、またその目的が公共の利益に反しない場合に与えられる。

（注）(8)の引受資本の10%については、商法でははつきり以上のよう  
にうたつてあるが、実際にはこの預託金として授権資本の10%を

要求されている。

設立準備中に要した諸経費は後に会社設立後、創業費としておとすことになると思うが注意しておく必要のあるのは設立準備中にこれらの費用に充当するため予め送金した資金を後に会社設立時に資本金に繰入れる必要があるときである。

外資導入法の許可をうけた外国資本は外資導入法第16条の定めるところにより中央銀行の外資登録部 (Departamento de Registro del Capitales extranjeros) に登録される必要があるが、上記送金の時点ではまだこの登録ができないから、外貨を売却する際、その資金の受入れが外資による投資のためのものであることを明らかにし (Naturaleza de Operación を A-23, inversión de capitales extranjeras としておく)、後にこの外貨売却の証拠書類をもつて外貨登録が行えることになるが、この点予め中央銀行担当部と話合っておくことが望ましい。

会社設立にあたってはあらかじめ上記(3)の預託金を中央銀行に預け入れ、その証明書をとっておく必要がある。この預託金は会社設立の Decreto が公布された時点でひきだせる。

創立にあたっては公証人 (Escribano) によつて作成された公正証書、上記預託金の証明書、定款、その他必要な書類をそろえて内務省 (Ministerio de interior) へ提出しなければならない。

株式の払い込みは、この前の段階を行われる必要がある。

提出された書類は大蔵省 (Ministerio de Hacienda) および最高裁の Fiscalía general de estado の検討を経て再び内務省へもどされ、そこで Decreto の形で起案され大統領の署名をもらった後、Decreto として公布される。このために要する手続期間は1~3ヶ月

位である。

法人格の認可が政府から得られると Registro público において公共商業登記簿に登録しかつ設立許可および営業許可は15日間新聞に公告されねばならない。

会社設立のために要する費用はほゞ次の通りである。

(1) 設立に関する税金 授権資本額の5/1000 および若干の固定税

(2) 商業登記および株式発行に関する税金

以上(1)および(2)については外資導入法第5条(c)項の特典をうけることにより免除される。

(3) 弁護士手数料、払込資本の1%程度とされているが、資本の額が大きいときには話合でそれ以下で行わせることができよう。

(4) 公証人手数料、授権資本の1%程度とされているが、これについても上と同様に話合いで割引を行わせることができる。

※(5) 銀行手数料、通例0.5%である。又送金されてきた外貨の売却は本来123.60ガラニーで取引されるが、金額によつては銀行のサービスで126.ガラニーで売却できる。手数料についてもサービスが考えられる。

※(6) 外貨取引に関する印紙税、これも上記(5)と同じく資本金の受入れに関連して発生するが、税率は取引される外貨の1%である。但しこの印紙税については外資法により免除された例がある。

(7) 新聞に公告するための費用

(8) 提出書類等に必要な印紙代

注 ※印のものは直接会社設立に必要というのではなく資本の受入れに関連する。

### Ⅲ 企業のコストに関連する諸ファクターについて

#### 1. 労働者の雇用について

##### (1) 給与水準について

給与水準については職種・地方により一様でないが一応参考迄に1959年5月経済企画庁調査による次表を示す。一般に地方では単純労働はこの表より安くなり技術・知識を要するものはこの表より高い水準にあるものと考えてよい。

職 種	給与・賃銀
経営担当者 (Ejecutivo)	60,000~80,000 ガラニー/月
技 術 者 (Técnico)	35,000~50,000 "
会 計 主 任 (Contador)	30,000~40,000 "
会 計 助 手 (Auxiliar contabilidad)	10,000~20,000 "
秘 書 (Secretaria)	8,000~17,000 "
事 務 員 (Oficinista)	9,000~12,000 "
中級技術者 (Técnico de nivel medio)	20,000~25,000 "
給仕・雑役 (Mensajero)	5,000~7,000 "
労働者 (Obrero)	
熟練労働者 (Calificado)	287 ガラニー/日
半熟練労働者 (Semi-calificado)	252 "
特殊技能を持たぬ労働者 (No-calificado)	237 " (アスシオンの例)

##### (2) 最低賃銀法について

労働者の賃銀は司法労働省の最低賃銀法 (Resolución de Salario mínimo) によつて定められるが、業種および地方によりその

最低賃銀の額は異つている。上記の表について云えば、一日風間労働8時間に対して237ガラーニの最低賃銀が定められているだけであつて、半熟練および熟練労働者については上表のような一定の最低賃銀が定められている訳ではない。

この最低賃銀は18才以上の者について男女の別なく適用されるものであるが、18才未満の者については最低賃銀の適用を受けない。

最低賃銀に関する現行法規は次の通りである。

1964年4月8日 Resolución №31 (アスンシオン市について)

“	“	№33 (コンセプション、エンカル ナシオン、ピラーレ、ビヤリカ市について)
“	“	№32 (その他の地方について)
“	“	№35 (牧場について)
“	“	№36 (農企業について)

(8) 労働条件について

1961年8月31日公布の労働法 (Ley №729) により各種の労働に関する事項が定められている。

(a) 労働時間

労働時間は風間労働(6時から20時の間に行われるもの)に対しては1日8時間又は1週48時間を、夜間労働(20時から6時の間に行われるもの)に対しては、1日7時間1週42時間を越えることができないものとされている。(同法第194、195条) 風夜混合労働の最高は1日7時間半で夜間労働が3時間半を越えるものは夜間労働として取扱う。(同法第196条)

18才未満の者に対する風間最高労働時間は1日6時間又は週36

時間とする。(同法第197条)但し18才未満のものは22時から5時までの間の深夜労働に従事させることはできない。(同法第122条)又女子については18才以上のものについても同様に深夜労働に従事させることはできない。(同法第127条)

(b) 時間外労働

時間外労働は1日3時間、週3回、合計として週56時間を越えることができない。(同法第201条)、又女子および18才未満の男子についてはいかなる場合も時間外労働に従事させてはならない(同法第204条)とされている。

(c) 休憩時間

1日1回、30分以上の中休みを与えることが義務づけられているが、この休憩時間は労働時間に計算されない(同法第200条)ことになっている。

(d) 有給休暇

有給休暇は次表に従い与えられる(同法第219条)が、年内に休暇を労働者が利用しない時にはその分を雇用主が買上げることになる。(同法第222条)

引続き1～3年勤務したもの	6日
“ 3～8年 “	12日
“ 8～12年 “	20日
“ 12年以上 “	30日
18才未満のもの(同法第126条)	20日

(4) 割増し賃金について

時間外労働については、通常賃金の50%増し、夜間労働に対しては昼間労働に対して定められた通常賃金の30%増し、夜間の時間外労働および祭日の労働は通常賃金の100%増しで支払われるものとする。(同法第235条)

(5) その他の手当等

(a) 家族手当

男子の労働者でその賃金が最低賃金の2倍に達しないものに対し、17才未満の子供1人について最低賃金の5%相当額を支給することになっている。(同法第262、263条)

(b) アギナルド

又同法第244条によりアギナルドと称する一種のボーナスを年末に1年間の労働に対し1ヶ月分(日給の場合は25日相当分)を支払う義務が定められている。又途中退職者に対しても、同年内において退職までの時点で同人に支払った賃金の合計額の1/12に相当する金額をアギナルドとして退職時に支払わなければならない。

但しこのアギナルド以上にいわゆるボーナスを支払うことは当地の労働慣習上行われていない。

(c) 社会保険料

社会保険院(Instituto de Previsión Social)に対し支払い賃金の13.5%に相当する雇用主負担分を納入することが義務づけられている。但し、アギナルドに対しては社会保険料は支払わなくてもよい。

(6) 退職金

日本で行われているような退職金制度の慣習はない。

労働者の意志による退職に対しては、退職金の支払いは行われ  
ない。(同法第87条)雇用主が正当な理由なく解雇するときは、そ  
の就働規間に応じ、各3年又は端数につき15日分の補償を行う。

(同法第92条)

(7) 雇用主の支払い総額

最低賃銀240ガラニーの労働者の昼間労働1日(8時間)分に  
対し雇用主が支払うべき金額の総額を試算すると次のようになる。

賃 銀		240	ガラニー
社会保険料	13.5%	32.40	ガラニー
アギナルド	約 8.3%	20	ガラニー
小 計		292.40	ガラニー

男子労働者で平均2名の子供があるとすれば

家 族 手 当	10%	24.	ガラニー
合 計		316.40	ガラニー

となつて邦貨に換算すれば(360円=126ガラニー)それぞれ  
837円又は905円相当額となる。

(8) パラグアイ人労働者雇用の義務

パラグアイ人労働者雇用の義務については、過去においては  
Decreto Ley №13.294(Ley de Protección de Trabajador)  
によつて一定率の雇用義務が定められていたが、現在では効力を失  
っているため、目下のところ制限はない。但し政府内では現在95  
%以上の割合でパラグアイ人労働者を雇用する義務を定める法令を

準備中であるといわれている。一方外資導入法(Ley 246/55)第5条f項はにおいて5年を越えない期間における法定割合のパラグアイ人雇用義務の免除の特典が与えられるよう規定されているので本件に関しては企業進出にあたって大きな障害になるものとは思われない。

#### (9) 労働力市場

当国内には失業人口および半失業人口が相当あり労働者を得ることはきわめて容易である。特に近郊に零細農家が集まっている首都のアスンシオンでは開拓前線をひかえて一般に人口が希薄な地方よりも労働力が得やすい。女子の場合には特に就業の機会が少ないので、男子以上に労働者が獲得し易いと考えられる。

個人的な形で行われる雇用関係には、多くの場合最低賃金法の枠の外で行われており、それが一つの実質賃銀を形成しており、又特に農業労働の場合、社会保険も無視されている例が多い。

現行の農業労働賃銀の実体はアスンシオン周辺で100~150ガラニー(285円~430円相当)、地方で200ガラニー(約570円相当)というところであろう。

労働者の能力については高いとは云い難いが、他の後進国と比較して割合真面目であり良く働く方であろう。従つて労務管理と指導がよければかなりの成果があがると考えられる。

(注) 上記1-(3)、(4)、(5)、(6)については海外移住事業団からパラグアイ国現行労働法について、邦訳が発行されているので参考にされたい。昭和42年3月刊、調査資料No.78、関係諸國法令集、パラグアイ編(その4)

また、ラテン・アメリカ協会発行のバラグアイ国事業関係法律概観（ラテン・アメリカ法律シリーズⅧ 8）第16章も参考になる。

#### ⑩ 日系人子弟の雇用

バラグアイ国内に7,000人を越える主として戦後に移住した入植者がおり、その子弟で農業以外の分野に職を求める者も多いので日・西両語を解する日系人の子弟を雇用することは他の南米諸国より容易である。

### 2. エネルギー源について

#### (1) 電力について

アカラウ水力発電所の第1期工事（45,000kw）が完成したのでアスンシオンおよびその周辺に対しては充分の電力が供給されるようになった。現在アカラウ発電所第2期工事（45,000kw）および地方電化計画が進行中であるので、これらのすべての工事の完了が予定される1971年にはアスンシオン市、その周辺およびセントラル、バラグアリ、カアグアス、グワイラ、コルデイシエラ、イタブア、アルトパラナの各県に散在する43の地方都市にも合計90,000kwの電力が送られることになる。

当国における電力の供給はANDE（Administración Nacional de Electricidad）と称する国営企業（電力公社）が担当しており現在のところアスンシオン市およびその近郊ならびにプレシデンテ・ストロエスネル市に電力を供給しているが、上記のアカラウ計画および地方電化計画が完了すると全国的にANDEの電力が送られることになる。現在のところエンカルナシオン、コンセプシオン、ビジャリカ等の地方都市で

は私企業の電力会社が電力を供給している。

供給される電力の電圧は220V、50サイクル/秒である。

ANDE により供給される工業用電力の料金は次表の通りである。

月間使用電力量	料 金
1 ~ 200 kwh	8.50 ガラニー/kwh
201 ~ 1,000 kwh	8.08 " / "
1,001 ~ 10,000 kwh	7.65 " / "
10,001 ~ 50,000 kwh	7.25 " / "
50,001 ~ 100,000 kwh	6.80 " / "
100,001 ~ 200,000 kwh	6.38 " / "
200,001 kwh 以上	5.95 " / "

エンカルナシオンには Electro Industrial y Comercial S.A. と称する発電会社があり 2,250kw のディーゼル発電設備を有しているが、工業用電力は9ガラニー/kwh、家庭用は13ガラニー/kwhで供給している。

コンセプション、ビジャリカその他の都市では発電能力がいずれも700kw以下であり、少し大きい電力需要に対してはまかないきれない状態にない。

従つて当面のところでは、電力会社から電力を買つて事業を行うとすれば電力に余裕のあるアスンシオン市とその周辺あるいはエンカルナシオン市でなければならず、その他の地方では自家発電の設備を備える必要が出てくる。上記の地方電化計画が終了する時点では事情が變つてくるので注意する必要がある。

(2) 燃料について

石油燃料の価格は商工省の Reglamento により次表のように定められている。但しこの価格はアスンシオンのもので地方ではこれに10%程度の運賃が加算されるが加算額はアスンシオンからの距離により一様ではない。

	1ℓ当りの価格
ガソリン	15 ガラニー / 1ℓ
石 油	12 ガラニー / 1ℓ
重 油	10 ガラニー / 1ℓ
原 油	7 ガラニー / 1ℓ

3. 運賃について

運賃は貨物の種類、使用する交通機関、貨物の量で一様ではないが、1969年5月の経済企画庁の調査によると次表の通りである。

利用する交通機関	1 kmにつき1 t 当りの 貨 物 運 賃	平均輸送速度 (km/h)
河船 (国内各地間)	1.78 ガラニー	15.7 km/h
河船 (各国船路)	1.20~2.80 ガラニー	15.7 km/h
トラック	3.50 ガラニー	40.0 km/h
鉄 道	3.00 ガラニー	13.0 km/h
航 空 機 (国内)	18.30 ガラニー	285.0 km/h

又国内のトラック運賃について、各地方都市からアスンシオン迄の運賃を整理したものが次表である。

	アスンシオン迄 の距離	\$/Ton	\$/Ton/km
エンカルナシオンより	370km	1,000 ガラニー	3.0 ガラニー
プレデンテ・ストロエスネルより	328km	1,100 "	3.5 "
カアグアスより	173km	800 "	4.5 "
コロネル・オビエドより	132km	420 "	3.2 "
ピラールより	356km	1,800 "	5.0 "
フィラデルフィアより	458km	1,500 "	3.3 "
ネボヌセーノより	250km	1,250 "	5.0 "
ラ・コルメーナより	130km	800 "	6.0 "

又アスンシオン～ブエノス・アイレス(1,630km)の河船運賃は Ton/km 当り 0.80 ガラニー～1.20 ガラニーであり、ブエノスからヨーロッパへの運賃(ハンブルグ迄 12,350km, ロンドン迄 11,930km, ニューヨーク迄 10,877km)は Ton/km 当り平均で 0.35 ガラニーである。アスンシオン～パラナグアのトラックによる運賃の平均は Ton/km 当り 2.39 ガラニーである。(パラナグア迄の距離は 1,050km)

#### 4. 水道料金について

水道の設備は現在のところアスンシオン市だけにしなく CORPOSANA (Corporación de Obras Sanitarias) と称する国営企業がこれを担当している。エンカルナシオンその他の主要地方都市に水道を施設する計画があるが、今のところ資金の裏付けがないので実施の段階に入っていない。

アスンシオンにおける水道料金は次表のとおりである。

使用量	料金
0～ 30m <sup>3</sup>	20 ガラニー/m <sup>3</sup>
31～ 3,000m <sup>3</sup>	15 ガラニー/m <sup>3</sup>
3,001m <sup>3</sup> 以上	12 ガラニー/m <sup>3</sup>

## 5. 土地代金

工場設置の場所によつて土地代金は様々であるが、一応の見当をつける意味で一応の基準を示してみると次のようになる。

工場の設置場所	地 価
アスンシオン市内周辺部	200～ 500ガラニー/㎡
アスンシオン市隣接地(10km)	100～ 300ガラニー/㎡
近 郊 地 帯(20km)	100,000～300,000ガラニー/Ha=10,000㎡
農 村 地 帯	3,000～ 10,000ガラニー/Ha

勿論これらの価格はその土地に接する道路の状況その他で大きく変わることは云う迄もない。地方都市の周辺部であればアスンシオン市隣接地程度の価格で入手できると考えられる。

農村地帯に工場を作るときには、土地代は安いものであるから思いきり広く用地をとつておくとよい。

又一般に工場に適当な土地を見つけることはきわめて容易である。

## 6. 建築費用

建築物の種類、建設場所の周辺での建築資材の生産の有無等によつてこれも一律でない。レンガ造りの場合であれば資材の運賃の関係で一般に都市の方が安く、木造の場合はその逆になる。

建 物 の 種 類	建 築 費
工場用建物(レンガ造り)	5,000～ 8,000ガラニー/㎡
倉 庫( " )	4,000～ 6,000ガラニー/㎡
住 宅( " )	6,000～ 10,000ガラニー/㎡
事 務 所( " )	5,000～ 8,000ガラニー/㎡
倉 庫(木 造)	2,000～ 4,000ガラニー/㎡
住宅・事務所( " )	4,000～ 6,000ガラニー/㎡

建築にあたっては、一般には直管工事を行うよりも、設計等は企業側で行い、入札により適当な業者に請負わせる方が問題が少いと考えられる。通常の工場建設等であれば当国内にその工事を請負う能力のある建設業者が相当数ある。

工業用建物の建築については、特にこれを規制する法律はないが、火災のおそれがある工業用の建物や燃料タンクの設置については火災保険料が建物の種類、位置等でかなりの相異があるので、予め保険会社と相談する必要がある。

建設期間については一般に遅れがちであるので完成までに6ヶ月程度（工事の規模が大きければそれにより長い期間）を予定しておくことが必要であろう。

#### IV 企業活動に関連した税制について

どの国でも同じことであるが税金に関する諸制度は、きわめて複雑であり、そのすべてについて詳細な検討をすることはこの報告の本意ではないので、企業がその収支の概算をする上に必要なおおまかな数字をつかむことができる資料とさらに細かい調査を行うときに手がかりになる材料を提示するにとどめた。

パラグアイの税制に関する諸法令については、Dr. Carlos A. Mersan の編集による "Legislación Fiscal Del Paraguay" という著書がアルゼンチン・ブエノスアイレスの Depalma 書店から1968年（第3版）に発行されており、当国内でも発売されているが、これがもつとも整理されている。

又実際にあたって、所得税のような複雑な内容のものを申告するにあた

つては信頼のおける公認会計士を雇うのが現実的であろう。

### 1. 所得税 (Impuesto a la Renta)

この税金の基本になる法律は、1949年12月29日公布のDecreto Ley № 9240であつて、その細部については毎年のように部分的に改正されたり、補足されたりしている。

この税金は営理的経済活動に従事する自然人および法人がパラグアイの源泉から得た所得に対し課せられるものであつて、同一の所得に対し一度だけ課税される。税は年に1回納付され、納税者が国内にあると、外国にあるとによつて区別されない。

課税にあつては、上記法令によつて定められた方法に従つて作成された課税用収支表 (Balance Impositivo) にもとづいて算出された所得額に対し、その所得額に応じ次表に示すような割合で課税される。

所得額	固定割当額	最低額をこえる部分に対する税率	各所得群に対応する税率
(27,500 ガラニー以下の部分は省略)	— ガラニー	—	—
27,501 ~ 30,000 ガラニー	4,400	28%	16 ~ 17%
30,001 ~ 32,500 "	5,100	30	17 ~ 18%
32,501 ~ 35,000 "	5,800	32	18 ~ 19
35,001 ~ 37,500 "	6,500	34	19 ~ 20
37,501 ~ 40,000 "	7,500	36	20 ~ 21
40,001 ~ 45,000 "	8,400	30	21 ~ 22
45,001 ~ 60,000 "	9,900	26	22 ~ 23
60,001 ~ 80,000 "	13,800	27	23 ~ 24
80,001 ~ 100,000 "	19,200	29	24 ~ 25
100,001 ガラニー以上	—	—	25%

(注) 本表は1960年9月10日付 Ley № 672 第2条および1962年5月28日付 Ley № 789 により承認された1962年3月23日

付 Decreto Ley №317 第6条によつて修正されたものである。企業進出を考える場合、所得が100,000 ガラニー以下ということはまずいであろうから税率は一応25%と考えておいてよい。

但し外資導入法第5条d項により5~10年の期間、進出企業はその所得税を25%免除される特典が与えられうることになっているので、この適用を受ければ実質税率は18.75%になる。

当国では役員報酬は別として一般の給与所得者からは所得税は徴収されていない。(1969年5月現在)

#### 資本税 (Impuesto al Capital)

この税金の基本になる法律は1965年1月25日付 Ley №1007 によつて国内で営業活動を営む株式会社、合資会社、外国商社支店等々、払込資本および積立金に対して課せられる。その税率は払込資本および各種積立金の合計額に対して年間0.50%である。但しすでに本法の対象となつている他の企業の株券、同年度の欠損金、同年度の所得税額、業機械の評価額等同法第3条に定められた各項目については、上記払込資本および積立金の合計額から差引いて残を課税対象額とすることができるようになつているので、特例を除き機械とともに進出してくる企業の場合についてはあまり問題はない。なおこの税金の申告および納入は所得税と同時にされる。

#### 機械・設備の輸入税について

輸入についての税制はきわめて複雑であるが、ここでは企業進出に関して産業用機械設備の輸入について述べる。

産業用の機械設備といつても必ずしも輸入に対する税率は一律でない、通常その輸入先によつて次に示す税率が課せられる。

隣接国よりの輸入 53%

その他の国よりの輸入 77%

上記税率は全く平均的な数字であり示された税率は関税、付加税、補完税、領事査証税、Recargo de Cambio 等各種の税率を加えたものである。

但し、これらの産業用機械・設備に関する上記の税金は外資導入法第5条(a)項に従つて免除の特典をうけることができる。

注意しなければならないのは、上述の外資法による特典をうけた場合でも、1963年1月3日に公布された国の予算に関する法律 Ley № 1335 第4条第6項によつて定められた Recargo de cambio は免除されないことになっており、その税率はC.I.F. アスンシオンの価格の10%であるのでこの点は予め予定に入れておかなければならない。

上記機械類の中で車輛・運搬具については、他の目的に流用される可能性を持つているために外資法の特典をうるための申請の中に含めておいても特にパラグアイ国の経済開発に役立つ事業であると判断されない限り許可されない例が多いようである。

この機械類等が通関のために要する諸費用を整理してみると以下のようになる。

費用・税金の種類	外資法による免除の可能性	税率又は費用概算
(税関関係)		
関税 (Derecho aduanero)	—	—
付加関税 (Adicional aduanero)	免除可 (注4)	C.I.Fの5%
補完税 (Derecho complementario)	—	—
領事税 (Arancel consular)	F.O.Bの1% (免除され た例あり)	F.O.Bの5%



が多い。

(4) 免除可としてあるものは、外資法の中ではつきり名前をあげて免除することができるとしてある諸税

(5) 免除の例ありとしてあるのは外資法の中には、具体的な形で免除の対象にあげられていないが、経済開発に著しく寄与すると判断される企業で免除された例のあるもの。

#### 4. 地方税

地方税については、アスンシオン市のために定めた1963年12月17日付Ley 911が基本になっており、企業にとって関係のあるものが若干あるので簡単に述べる。

##### (1) 免許税 (Impuesto de Patente)

固定分と比例分とからなっており、次表により算出される。

資 本 額	固 定 分	差額に対する課税率
1,000,001 ~ 2,000,000 ガラニー	4,650 ガラニー	0.25 %
2,000,001 ~ 5,000,000 "	7,130 "	0.20
5,000,001 ~ 10,000,000 "	13,150 "	0.15
10,000,001 ~ 30,000,000 "	20,650 "	0.11
30,000,001 ~ 50,000,000 "	42,650 "	0.105
50,000,001 ガラニー	63,650 "	0.10

##### (2) 建築物税

国税である不動産税(後述)の評価額を基礎として課税される。

今、企業用の建築物で標準的な程度のもを例にとると年間税率は上記評価額の0.9%で、建物の程度、種類によりこの税率は0.5%から1.1%まで上下する。

### (3) 建築許可税

建築金額により次のように課税される。

建築金額	固定分	差額に対する 課税率
250,001~ 1,000,000ガラー	2,500ガラー	0.8 %
1,000,001~ 5,000,000ガラー	8,500 "	0.5 %
5,000,001~10,000,000ガラー	28,500 "	0.4 %
10,000,001~20,000,000ガラー	58,500 "	0.3 %
20,000,001ガラー	88,500 "	0.25 %

### 5. 不動産税

土地およびその上にある建築物その他に対して課せられる税金で基本となる法律は1952年12月24日付のDecreto Ley №51である。

税率は財産の査定額又は課税対象額の1.0%である。

評価額は別途Resoluciónで定められているが(1964年9月8日付Resolución №16)一般に実際の価格より低いと考えてよい。

又、上記の他に同法第50条により道路税0.2~0.4%が付加される。

### 6. 輸出税

生産物の輸出に関してはその種類によつて様でないが、ほとつたような税金が課せられている。但し外資導入法の第5条(b)項により同法公布の日の一般輸出品目表に記載されていない(即ちパラグアイにとつて新しい輸出品物であるということ)の場合には関税およびその付加税が免除されうることになつている。

	一般の場合(税率)	上記特典を得たとき
関税(Gravamen)	0~7.5% (2.5%)	免除可
Reposicion(Ley 1003第66項による)	0.5% (0.5%)	免除の例あり
Ley 1171 による税	2.5% (2.5%)	"
付加税(Adicional)	1~2% (1.0%)	免除可
印紙税(Ley 1003 第7項による)	0.3% (0.3%)	免除の例あり
Decreto 18.784第56項による税	0.5% (0.5%)	"
Tasa Imposicion(Ley 460による)	一律でない	"
港湾使用料 (定率)	0.25% (0.25%)	対象とならない
" (定額)	135ガラニー/m <sup>2</sup> 又はT	"
通関手数料	1%	"
通関諸雑費	1件約2,000ガラニー	"
所得税	品物によつて2.5%	免除の例あり

(注)(1) 一般の場合の( )内の率は、コーヒー豆に対する課税率の例を示した。

## 7. 利子所得

進出企業の場合必要な資金の一部を親会社等からの借入金としてまかなうことが、しばしば生じると思うがその場合親会社等に対する金利の支払いにあつて、1項にのべた所得税が外国法人である親会社にかける。税率は10万ガラニー以上の所得に対しては25%である。一方この借入金を資本金として導入した場合には会社設立時に資本金の額に応じ、弁護士手数料、公証人手数料等が増加する可能性があることおよび2項に示した資本税が課せられること等の違いができてくる。

一般的に考察して借入金とするよりは、資本金に繰入れる方が有利な扱いをうけると考えてよい。

なお利子所得の計画にあつては、実質金利の如何にかかわらず、年

12%の金利に相応した所得があつたものとしてその25%を課税する  
(Decreto №23、905、1967年1月16日公布、第3条)こととな  
っているので、課税率は貸付総額の3%になる。

機械等の導入に当つての、のべ払いに対する金利は機械等の価格の一  
部と考えることができるので、この課税の対象にならない。

#### V 工業に関する金融について

パラグアイには次のような国立銀行および市中銀行がある。

(1) 国立銀行としては次の2つがある。

パラグアイ中央銀行(Banco Central del Paraguay)

勧業銀行(Banco Nacional de Fomento)

(2) 市中銀行としては次の9行がある。

The First Nacional City Bank

Banco de la Nación Argentina

Banco del Brasil

Banco Exterior S.A.

Banco de Londres y America del Sud

Banco Paraguayo de Comercio

Banco de Asunción

Bank of America

Banco Holandes Unido S.A.

工業にむけられる中期あるいは長期の融資は主として勧業銀行が実施  
しているが、その主たるものは米州開発銀行(Banco Interamericano  
de Desarrollo)および西ドイツのKreditanstalt für Wiederaufbau

の原資によるものである。

これらの融資は建物・機械・設備に対する投資に対して貸付けられるものであつて、金利は年9%、期間は2年の据置期間を含め12年が最長となつており、為替差損が生じた場合は借受人が負担することになつている。

B I D資金による工業融資の場合、貸付対象となる案件の所要資金のうち最大限80%までの融資を行うことができるとされており、残りの20%は企業主が自己資金でまかなうものとされている。この場合上記80%のうち、67%がB I Dの原資から13%は勧銀の自己資金からまかなわれる。

Kredistanstal Für Wiederaufbau資金による融資は輸入する機械又は設備のC I F価格の100%まで融資できることになつているが、原則としてこれらの機械設備は西ドイツから輸入しなければならないとされている。

現在までに勧銀に導入された上記2つの資金合計はB I D資金が400万ドル、Kredistanstal Für Wiederaufbauの資金が1,200万ドルである。

勧銀の自己資金による融資は上記2系統の融資の補足という形で行われており、1年の据置期間を含め5年間が最長の貸付期間となつており金利は年10%である。

市中銀行は一般に長期資金の貸付は行われず、90日～180日の短期資金の貸付に主力をおいている。金利は貸付対象等によつて異なるが年9～12%であり手数料が年に換算すると2～8%になるので、実質の金利はこの合計額に等しくなる。

現在、Compania Paraguaya de Desarrollo S.A.(COMDESA)と称する主として運転資金および長期資金の貸付ならびに投資を目的とした会社の設立が検討されており、当面の資本金は100万ドルで、25万ドルがADELAの資金、25万ドルが国内の各市中銀行、50万ドルが一般から集められることが予定されている。

又 Banco de Asunción を通じスペインの Servicio Técnico de Constructores de Bienes y Equipos (SERCOBE) の利用(資金1000万ドル)ができることになっている。これはスペインから輸入する機械設備に対してCIF価格の100%まで貸付され、又計画の検討に要する資金および技術指導・機械設備の組立に要する資金も貸付の対象となる。

貸付期間は2年の据置を含め12年が最長であり、一般には10年を標準としている。金利は年6.25%と当国で得られるすべての資金の中でもつとも安い。問題点はこれらの機械はスペインで生産されないもの(金融資額の15~20%を限度として)を除き、すべてスペインからもつてこなければならぬ点で、機械等の価格、質および種類等を他国の場合とよく検討してみなければなるまい。

又上記COMDESAが組織された場合、US.A.I.Dから金利2.5%、20年(据置5年)の原資260万ドル、米国余剰小麦販売代金の40万ドル相当額およびヨーロッパの金融機関より年利7~7.5%の資金100万ドルを受入れることが既に具体的に検討されているのでこれが、成立した時点ではパラグアイの工業関係に対する融資もかなり容易になるものと予想される。

## Ⅶ バラグアイ国の工業に関する政策について

### 1. 考え方の基本

次にあげる10のテーマをバラグアイ政府は工業政策の基本にしている。

- (1) 工業生産を急速に成長せしめること。
- (2) 工業生産物の輸出を増加せしめること。
- (3) 国内需要の増大に見合った国内生産を維持すること。
- (4) 輸入を国内生産でおきかえること。
- (5) 国内生産の原料に対する需要を増加せしめること。
- (6) 労働需要の新しい源泉を創造すること。
- (7) 工業生産性を向上すること。
- (8) 新しい分野の工業生産を振興すること。
- (9) 地方における工業発展の核をつくること。
- (10) 家内工業の発展を刺激すること。

このような考え方から次のような性格を持った工業を優先的に発展せしめる必要があると考えており、国の工業政策、融資等もこの分野に優先的に向けることを考えている。

- (1) 主として国内産の原料を利用する工業
- (2) 輸出向工業
- (3) 国内産原料に対し、その加工度を高め付加価値を大にする工業
- (4) バラグアイの経済開発のために好ましいと考えられる地方に設置される工業
- (5) 基本的な消費物品又は生産分野において必要とされる資本財の生産に従事する工業

## 2. 具体的な業種

以上の考え方から次のような業種をとりあげることが優先的あるいは望ましいと考えられている。ここにあげられた業種は従来の経緯等もあつて、必ずしも企業的に有望と云い難いものも含まれており、又この中に含まれていないもので逆に面白いものではないかと判断されるものもある。

外資法その他の適用をうける場合、下記の業種は勿論、かりにこの中に含まれていなくても上記1の考え方にふさわしいものであれば、有利な取扱いをうけることができる。

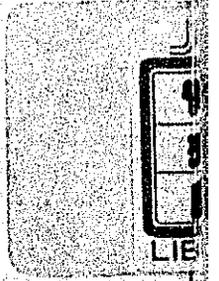
### (1) 優先的に扱われるべき工業

- (a) 食肉加工業
- (b) 果物、果菜、蔬菜の加工業
- (c) 乳製品工業
- (d) 綿を除く植物性繊維の紡績、織物工業
- (e) 木材加工業
- (f) パルプ、セルローズおよび紙、ダンボール工業
- (g) 肥料および農牧用化学生産物工業
- (h) マーガリン、脂肪酸、グリセリン、その他を生産する油脂工業
- (i) 香料油工業
- (j) 陶業
- (k) ガラス工業

### (2) 望ましいと考えられる工業

- (a) 植物油工業
- (b) とうもろこしの加工業
- (c) 小麦製粉業

- (d) 動物および鶏の飼料生産業
- (e) エチル・アルコール産業
- (f) 糖蜜工業
- (g) 果物の発酵飲料工業
- (h) 繊維および織物工業
- (i) 木材を利用した家具工業
- (j) 皮革工業
- (k) 石けんおよび洗剤工業
- (l) 石 灰
- (m) 大理石
- (n) 建築用陶器
- (o) セメントを利用した生産物
- (p) 資本財および長期消費財の組立工業
- (q) 農用機械器具
- (r) 船舶の修理および造船業



LIE